

国民健康保険の資格喪失後受診による医療費の返還について（不当利得による医療費返還請求）

社会保険等への加入や市外へ転出された人が、綾瀬市の国民健康保険の資格がなくなったにもかかわらず、綾瀬市国民健康保険を適用して医療機関等を受診した場合に、綾瀬市が医療機関等へ支払った医療費（7～8割、高額療養費等）を返還していただきます。

これを「**不当利得**」と呼びます。

不当利得は、民法第 703 条の規定（不当利得の返還義務）により、綾瀬市から医療費として保険給付した金額を請求しますので、返還する必要があります。

なお、綾瀬市へ返還した保険給付費は受診時に加入していた健康保険の保険者へ請求することができますが、原則として時効（医療機関で支払いをした日の翌日から 2 年）を経過すると請求権が消滅します。詳しい手続きの方法は受診時に加入していた保険者へお問い合わせください。

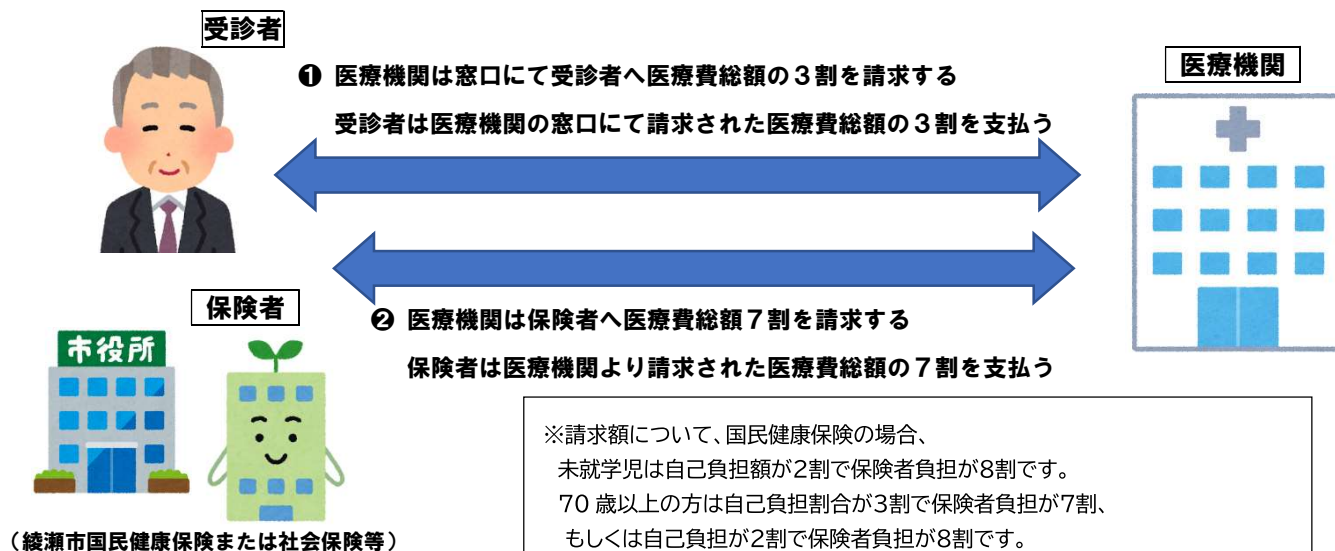
資格喪失後受診とは？

1. 会社に就職して社会保険に加入したが、綾瀬市国保を適用して受診した。
 2. 綾瀬市国保を適用して受診した後に、さかのぼって社会保険の扶養認定を受けたため、国保の資格をさかのぼって喪失した。
 3. 社会保険に加入したが、国保脱退の手続きを知らず、綾瀬市国保を適用して受診した。
 4. 綾瀬市外に転出したが、次の転入先の保険を適用せず、綾瀬市の国保を適用して受診した。
- など、綾瀬市の資格を失った後に綾瀬市の国保を適用して受診した場合が該当します。

医療費の流れ

皆様が病気やケガのため国民健康保険・社会保険等で受診された場合、医療機関等へ支払われる医療費は皆様の負担された国民健康保険税・保険料等によってまかなわれています。これにより、医療費の一部を負担するだけで診療を受けることができます。

- ① 受診者は医療機関で受診の際に一部負担金（2 割～3 割）を支払います。
- ② 医療機関から保険者（綾瀬市国保・社会保険等）へ医療費の保険給付分（7 割～8 割）の請求があり、保険者（綾瀬市国保・社会保険等）が支払います。



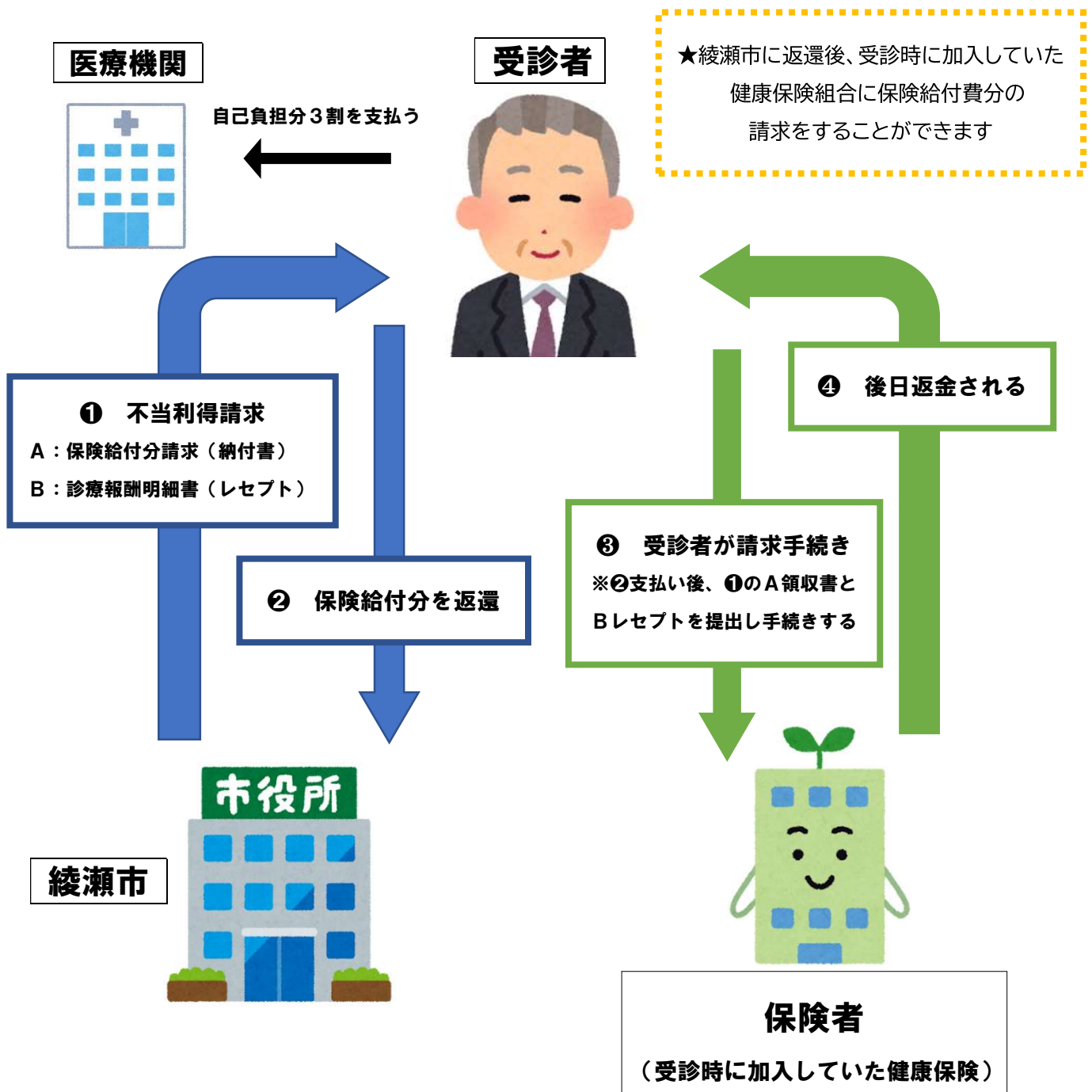
※請求額について、国民健康保険の場合、
未就学児は自己負担額が 2 割で保険者負担が 8 割です。
70 歳以上の方は自己負担割合が 3 割で保険者負担が 7 割、
もしくは自己負担が 2 割で保険者負担が 8 割です。

※社会保険の例：全国健康保険協会・〇〇共済組合・〇〇健康保険組合

医療費返還（不当利得の返還請求）の流れ

- ① 国保資格喪失が判明し、綾瀬市から世帯主に対して、医療費の保険給付分の返還請求をし、該当した受診分の「診療報酬明細書（レセプト）」を封緘して送付します。
- ② 返還請求分を世帯主が綾瀬市へ返還します。
- ③ 綾瀬市へ返還した分を、受診時に加入していた健康保険の保険者へ「療養費」として請求します。
その際、綾瀬市への返還の領収書と ① の「診療報酬明細書（レセプト）」が必要になります。
- ④ 受診時に加入していた健康保険の保険者から、療養費として医療費が返金されます。

※ ③・④ の「療養費」の請求について、詳細は受診時に加入していた健康保険の保険者へお尋ねください。また、時効により、療養費の請求ができない場合でも、医療費の保険給付分について綾瀬市へ返還しなくてはなりません。



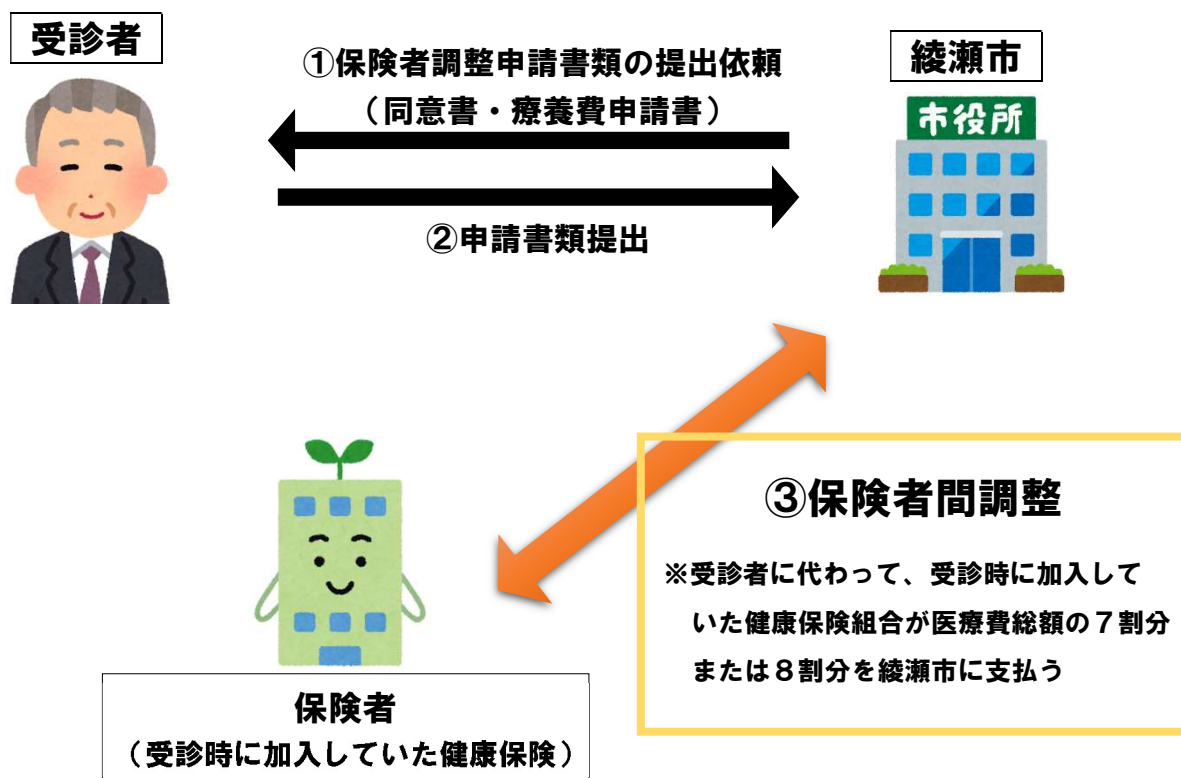
綾瀬市からの医療費返還請求について

国保資格喪失後受診による医療費の保険給付について、綾瀬市では医療機関等に協力を求め、極力、受診時の健康保険の保険者へ請求を変更していただいています。また、受診時に加入していた健康保険が、他の国民健康保険や全国健康保険協会の場合には、保険者である綾瀬市と直接調整することが可能な場合があります（「保険者間調整」といいます）。

上記のいずれかの方法も該当できなかった場合、直接、世帯主へ医療費の返還請求を行ないます。

●保険者間調整の場合

保険者間調整のため、「同意書（兼委任状）」及び「療養費申請書」を送付しますので、記入・押印のうえ提出してください。これにより金銭の負担をしていただくことなく済みます。ただし、時効があり提出の期限を過ぎると保険者間調整を選択することができなくなり、直接、世帯主へ医療費の返還請求を行ないます。



●世帯主への医療費の返還請求

綾瀬市からの医療費の返還請求について、喪失後受診の内容が記載された通知書が送付されます。通知書には納付書が同封されていますので、指定期日までに記載されている支払い可能な納付場所（金融機関等）にて納付してください。納付した領収書は、受診時に加入していた健康保険の保険者へ療養費の請求を行なう際に必要です。再発行できませんので、紛失にご注意ください。

（※詳細は前ページ医療費返還（不当利得の返還請求）の流れ参照）